令和7年7月

保健総務課医事チーム

診療所 医師・歯科医師・薬剤師 変更届について

【添付書類】

①　新たに診療に従事する医師等の履歴書と免許証(並びに臨床研修修了登録証)の写し（原本を持参し照合を受けること）

②　すべての医師・歯科医師の診療日・時間が分かる表（診療担当表等）

【留意事項】

①　臨床研修等修了医師（歯科医師）以外による診療所開設の場合、任意の届出であること。

②　定員が変更となる場合、別途「従業者定員変更許可申請」が必要であること。